

第8章 定款の変更

(定款の変更)

- 第40条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、高砂市長の認可（社会福祉法第45条の36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならぬ。
- 2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を高砂市長に届け出なければならない。

第9章 公告の方法その他

(公告の方法)

- 第41条 この法人の公告は、社会福祉法人正蓮寺静蔭学園の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

- 第42条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員の選任を行うものとする。

| | |
|-----|---------|
| 理事長 | 高 谷 俊 英 |
| 理 事 | 高 谷 佳代子 |
| 〃 | 釜 谷 泰 造 |
| 〃 | 鹿 嶋 貴 志 |
| 〃 | 松 下 友 香 |
| 〃 | 清水谷 善 道 |
| 監 事 | 西 尾 淳 |
| 〃 | 川 端 宏 明 |